

## 特権州「ブルガリア」からみるオスマン帝国と ベルリン条約体制1876-1909

永 島 育

1908年10月5日、ブルガリア公フェルディナントはその宗主、オスマン帝国皇帝・アブデュルハミト二世に対して独立を宣言する電報を送付した。1878年締結のベルリン条約以来、オスマン帝国宗主権下の属国であったブルガリア公国は、この日をもって独立した。オスマン帝国はこの年の7月、青年トルコ人革命が発生し立憲制が復活、アブデュルハミト二世の30年にわたった権威主義体制が崩壊していた。本修士論文は、革命後最初の対外危機である「ブルガリア」独立事件が、オスマン語新聞でいかに論じられたかを検討するものである。

オスマン帝国史研究者は基本的に、オスマン帝国と独立後のバルカン諸国との関係についてほとんど検討していない。例えば、外交史研究ではオスマン帝国の対列強外交に関心が集中し、バルカンの小国との関係は隣国といえども扱われてこなかった。しかし、当時のオスマン語新聞において、バルカン諸国の動向に関する論説はかなりの比重を占めていたし、アブデュルハミト二世は対バルカン外交の安定に努めていた。また、ブルガリア史研究においても、オスマン帝国との関係、とりわけオスマン帝国宗主権下の属国という状況が何をもたらしたのかについてはあまり研究がされておらず、属国としての地位は独立国と読み替えられてきた。それでは、先行研究に乏しいオスマン帝国・ブルガリア関係について考察する意義はどこにあるのであろうか。第一章「近代という時代とオスマン帝国」ではその意義について考察を行った。

近年、とりわけ近代史研究においては「帝国論」にみられるような、国民国家の枠を超えた一定の「帝国」に着目し、相互の関係や「帝国」ごとの比較を試みる検討が盛んである。オスマン帝国史においても、オスマン・ムスリム・トルコ人だけでなく非ムスリムや非トルコ民族の動向や、行為主体としての地方勢力を検討する研究が増加している。ただし、いずれもオスマン帝国国内の検討にとどまり、その視角はオスマン帝国の縮小とともに狭まっている。このように、「帝国論」には検討の対象が「帝国」の伸縮に依存して変化してしまうという欠点がある。バルカン半島はオスマン帝国以前からイスタンブル／コンスタンティノープルとは緊密な関係を持っていた。この「バルカン」地域がアナトリア半島や近東にある「トルコ」とは別の地域と見なされるようになったのは、19世紀初頭、オスマン帝国領内のキリスト教徒の「解放」を志向する西欧で「バルカン」という地域名が創造されてからのことであった。したがって、オスマン帝国史やバルカン史の研究が陥りがちな、「イスラーム帝国」であるオスマン帝国とバルカンとが別個の存在であるという視点は、近代になって創造されたものである。独立後すぐのバルカン諸国では、オスマン帝国の存在は依然として重要なものであり、オスマン帝国でも遠くの列強や内部の諸共同体に劣らず、近くの隣国は切実な関心の対象であった。オスマン帝国からバルカンを見ることには、「帝国論」の欠点を埋め、近代に創造された地域区分の概念を覆す点で意味が認められる。こうした問題意識のもと、バルカン諸国を含めた「オスマン圏」ともいべき領域の中にオスマン帝国を位置づけ、検討を行うことが本論文の目的である。その第一歩として、ベルリン条約後のブルガリア

との関係について研究を行った。

ベルリン条約はブルガリアのみならず、バルカン半島全体についても一つの画期であった。本条約はセルビア、モンテネグロ、ルーマニアの独立を承認し、ブルガリアの国家形成を容認するものであった——ギリシアは本条約以前から独立国として存在していた——ため、この条約をもってバルカン半島における独立国の分立状態が成立した。ベルリン条約後に検討を絞ったのは、以上の理由による。これらの諸国の中でもブルガリアは、オスマン帝国と断続的に戦争の危機に陥っていた。1885年にはブルガリアは南部の東ルメリア州——ブルガリア人が多数派を占めるオスマン帝国の自治州——を併合し、オスマン帝国と一触即発の事態となった。(ブルガリアは公国と東ルメリア州から成り立つことから、本論文では総称して「ブルガリア」としている。)また、今回検討した1908年の独立事件も戦争危機を招いた。結果としていずれも戦争には至らなかったが、オスマン帝国において対ブルガリア問題は安全保障上、枢要な意味を持った。そのため、オスマン帝国のより広い領域での位置づけを探るためには、このブルガリアは良好な題材たり得る。

以上の点を踏まえて、本論文の問題は、まず、オスマン帝国でベルリン条約体制がどのように捉えられたか、そしてブルガリア独立による現状変更がどのように問題とされたのか、となった。

まず第二章「アブデュルハミト二世期の地理と現状認識」では、オスマン帝国におけるベルリン条約体制の把握について、条約、帝国政府年鑑、オスマン帝国の諸公立学校で用いられた教科書や百科事典を用いて解明した。はじめに、国際法としてのパリ条約——クリミア戦争後の条約で1856年締結——やベルリン条約の条文、国内規定としての政府年鑑の記述を比較し、オスマン帝国とブルガリアの定義の相違を見出した。前者はブルガリアをオスマン帝国宗主権下の自治公国、先ほど登場した東ルメリア州をオスマン帝国主権下の自治州と定義しているが、後者はブルガリア公国と東ルメリア州をどちらもオスマン帝国の特権州と定義していた。特権州とはオスマン帝国憲法にも明記された国内の自治体の一つであり、自治という特権を下賜された州を示している。こうした相違は、教科書や百科事典の記述に顕著に表れている。これらの史料では、オスマン帝国がパリ条約の規定によりヨーロッパ「列強」の一員であるとされたうえで、オスマン帝国と特権州「ブルガリア」の関係は、オーストリア＝ハンガリー帝国やスウェーデン＝ノルウェー王国などのヨーロッパにおける複合国家と同列に置かれていた。こうした教育を受けた層が、青年トルコ人革命後の言論活動を導いていくことになる。

第3章「第二次立憲制下のトルコ語言論と世界大戦前夜」では、オスマン統一進歩委員会系の『タニン』、『統一進歩』、「ブルガリア」に近い街であるエディルネの『新エディルネ』、オスマン統一進歩委員会とは距離を置く『新報』、『公権』などの、主だったオスマン語定期行物を全て利用し、イスタンブルや統一進歩委員会にとどまらない定期行物における、「ブルガリア」独立問題への論評を検討した。もっとも、これらの新聞は外交問題では一様の議論をしており、その理由には国会で外交問題は審議対象外であったことがある。オスマン語新聞では、7月の革命と同時に「ブルガリア」やバルカン諸国との連帯を強調する言説が、盛んに書きたてられていた。ところが「ブルガリア」独立事件とともに、こうした友好的言説は瓦解した。「ブルガリア」は独立宣言前、オスマン帝国に所有権のある東方鉄道路線を軍事占領し、両国の軍事的緊張はその後数か月にわたって高まった。オスマン語の新聞や雑誌は戦争という極端な事態を避けるべく、「平和主義 müsaletperver」のオスマン帝国は、列強の認める「道理 hak」であるベルリン条約に依拠して、列強とともに善後策を講じるべきとする穏健な主張を行っていた。そして、「好戦的 harbcüyane」なブルガリア公国は、世界の平和を定めるベルリン条約を暴力的

## 修士論文概要

に棄損していると非難された。しかし、ベルリン条約とともに調印した列強は、二国間交渉の仲介や独立承認に際して、オスマン語言論の希望に沿わない行動をとった。また、これまでバルカン諸国に宥和政策をとっていたアブデュルハミト二世は、1909年4月に反革命騒乱を首謀したかどで廃位させられた。これらにより、「ブルガリア」非難の根拠としてのベルリン条約は列強への信頼の減衰とともに破棄され、宥和政策も厳しい反発を受けることとなった。ここに至ってバルカンへのオスマン帝国の位置づけや今後起こりうる「ブルガリア」との紛争の平和的解決は、オスマン語言論で語られなくなっていった。かわって、オスマン帝国の「権利 hak」を保護するのは軍であり、次の戦争に備えるべきであると言説が多数を占めることとなった。

オスマン語言論において「ブルガリア」独立事件は一つの画期をなした。独立事件以前、オスマン帝国をバルカン諸国やヨーロッパ列強として位置づけ、議論を行う潮流が存在していたが、事件の展開とともに、ベルリン条約やバルカン諸国との連帯といった、オスマン帝国が戦争をすべきでないとする理由に正統性が欠ける事態となり、自国の権利護持を優先する選択肢が支持されることになっていった。本論文では、オスマン語言論の中で、自国のより広い領域への位置づけが変化することで、次第に暴力を許容する言説を生産するようになる過程を見ることができた。この視点で通時代的な検討を行うことができれば、地域の区分・分離という近代的営為が人々の認識や選択になにをもたらしたのかについて、より一層明らかにできるものと考えられる。

## 新羅善徳・真徳女王の即位条件に関する考察

——則天皇帝との比較を中心に——

陳 蕾

本稿は、七世紀中葉に即位した善徳・真徳両女王即位の社会基盤や、社会構造、支配層の習俗、王権の仏教イデオロギーを分析し、両女王の即位条件を究明すると共に、則天皇帝との比較の視角を提示することを目的とする。

第一章では、中古期の新羅社会における女性の地位について考察を加えた。まず、真興王代の王太后の事例を分析し、太后としての政治活動は、新羅が女王を生み出した背景としても看過できないことを明らかにした。

また、蔚州書石谷で発見された「乙巳年（五二五）」銘文（原銘）と「己未年（五三九）」銘文（追銘）をてがかりに、王族女性の地位を検討した。すなわち、女性は男性の官位に相当する「夫人」の称号をもち女性中心の活動であること、銘文に記す葛文王（副王）一族の溪谷遊行において、葛文王妃は追銘で主導的に行動し、子の真興王だけでなく、母をも伴って赴いたこと、同じく追銘で彼女が貴人の男女数名を統属、随従させていた状況を示していることから、新羅王族の女性地位の高さを具体的に推察することができる。

さらに、迎日冷水碑（五〇三年）や蔚珍鳳坪碑（五二四年）を分析すると、王族の出自（所属する部）を決定する要素は、男子の血統ではなく、女子の血統（部）であることがわかり、そのことから、女性の社会地位

の高さが裏づけられる。

最後に、金大問『花朗世紀』の写本を通じて、母系を重視していた社会背景を明らかにした。写本が出現して以来、真贋をめぐる論争には決着が付いておらず、現時点で韓国学界においては偽書説が有力とされるものの、写本の記述内容を内在的に分析してみると、そのような断定は極めて困難である。『花朗世紀』が伝える叙述からは、当時の社会が母系を重視し、女性の地位が高かったことが窺え、これは七世紀における二人の女王即位の社会的基盤として軽視できない。

第二章では、善徳・真徳両女王の即位関連記事を整理、分析し、王位継承の事情や即位の要因を検討しながら、その即位事情を明らかにした。まず、両女王の即位関連記事を整理すると、史料上の記載に従う限り、善徳・真徳女王の即位時にはいずれも、聖骨なる王位継承権を持ち得るような王族男子が存在しておらず、そのため女性が即位したことになっている。ただし、『三国史記』（史記と略す）の編纂は一一四五年、『三国遺事』（遺事と略す）は一二七〇年頃であって、当該期から遠く隔たった史書であり、周到な史料批判を要する。それゆえ、新羅王室の王位継承事情および新羅に固有の身分制である骨品制のなかの聖骨に関する問題を再検討する必要がある。

聖骨が実在したか否かについては、種々論難があるが定説はない。史記や遺事は、聖骨の王統が第二八代真徳王を最後に消滅し、二九代武烈王以後は真骨の王統が登場したとする。しかし、王統に「骨」の転換があったとはいえ、真徳王以前と武烈王以後との間には確かな血統上の連続性があり、特に明確な区別があるわけではない。「聖骨の男子が尽きたために女王が立った」との説は、善徳王即位当時に必要な条件となっていたと考え難い。

そこで、善徳・真徳両女王の即位当時にはいまだ聖骨、真骨の実体やそ

れに対する概念が存在しなかったという仮定のもと、両女王の即位事情を究明するために、法興王からの王位継承事情から考察を加えた。その結果、善徳女王の即位時には真智王の息子・龍春とその子・春秋がおり、真徳女王の即位時にも春秋がいること、つまり、善徳・真徳女王の即位時にはいずれも王位継承の可能性をもちうる王族男子が存在していたことに注目される。従って、女性の即位の理由が必ずしも男性後継者の不在にあつたわけではない。すると、上記の二人の王族男子は女王即位時に、女王よりも王位継承の優先順位が低い立場にあつたと考えるしかない。

最後に、善徳・真徳両女王の即位要因に関連する文献史料を分析し、さらに先学が提起した諸説をふまえて、両女王の即位要因を究明した。

新羅両女王の即位条件を考えると、以下の三点は極めて重要である。

①真平王が死去したとき、当時の厳しい国際情勢下で、「国人」＝和白会議が「法興王―真興王―銅輪」系の継承者を擁立したため、善徳・真徳が王位を継ぐことができたこと、②善徳・真徳両女王が、即位する充分な資格と器量をもっていたこと、③真徳の即位は最初の女王である善徳の即位と同一条件で考えることができないこと、である。なぜなら、善徳の即位は女王統治の幕開けであり、その即位時には、女性が即位できるイデオロギーを作らなければならず、女王統治を支持する政治勢力の主張は善徳即位時より強力になりえるからである。

第三章では、初めての女王・善徳王の即位にあたって、女王即位の正当化、すなわち女性即位のイデオロギーが作り出された点について検討した。考察の前提として、史記や遺事に記されている善徳一族の仏教名に着目し、それらの仏教名に表れている仏教思想の矛盾を手がかりに、聖骨なる觀念の確立期を究明した。

まず、史記や遺事に記されている善徳一族の仏教名のうち、父・真平王の「白浄」と母の「摩耶」の名は、釈迦牟尼の父王である浄飯王と、母后

の名前とをそのまま借用している。「聖骨王室」＝「釈迦王室」という図式に従い、真平王は自身の後継者を釈迦牟尼の位に比定していることになる。

また、善徳の諱とする徳曼については、数多の衆生を救済するために女子の身体で生まれたという『涅槃経』の「徳曼優婆夷」に由来することが知られている。しかし、先行研究が指摘するように、たとえ成仏が可能だといっても、徳曼を釈迦牟尼と繋げることは無理があり、したがって、善徳＝徳曼を釈迦牟尼仏であると觀念化するのは牽強付会に過ぎる。

この矛盾から筆者は、仏教王名は同時代のものではない可能性を示す根拠となりうると考えた。そこで、善徳一族の仏教名の確立期を究明するために、諸史料に現れる新羅王名を総合的に分析した。

まず、先行研究に指摘があるように、史記や遺事に記された「諡法」の始まる時期について矛盾がある。同時代史料に記された「法興大王」「真興太王」「金善徳」といった新羅王名から、それらは諡号などではありえない。さらに、中国史料の新羅王名は生存中に用いた名（諱）であるが、それを史記や遺事の「諡号」と比較すると、真徳王以前に関しては同一であり、武烈王以降には相違する。このことから、史記や遺事に記された真徳王以前の「諡号」は、生存中の名と同一であると考えられる。

また、転輪聖王親にちなんで名づけた真智王「金輪」と、兄の「銅輪」について考察を加えた。即ち、夭折した真興王の長男たる太子の名が銅輪である一方、王位を継いだ次男の名は金輪であるが、ここでは、転輪聖王親に基づく正当性に依拠し、もともと即位の優先順位では一位でなかった真智王こそ正當な支配者たる金輪聖王なのだと位置づけようとして、金輪と銅輪とを各々追尊した可能性を示した。

問題はこうした追尊がいつなされたかである。その仮説として、神文王が中国的（儒教的）王統の確立を目指して、五廟制を創設した際に、同じ血統の真智王を神聖化するために、金輪を真智王に、銅輪を太子に諡った



と考えられる。同時に、中国諸制度を積極的に受容した神文王は、前代両女王の即位に対し別途の正当化の論理が要請されたと思われる。そのため、神文王はあえて「法興」「真興」「真平」「善徳」「真徳」などの生前に使われた王名を諡号とし、「白浄」「摩耶」「徳曼」「勝鬘」などの仏教名を諱としたと推察される。

ついで、『大方等無想経』に登場する「善徳婆羅門」の転輪聖王受記の仏教故事をてがかりに、善徳王の女性即位のイデオロギーを考察した。芬皇寺の建立は女王即位の正当性を標榜するための政治的目的だけではなく、父として娘の安寧を願った真平王の念願がその根底に宿っていたという先行研究の指摘に基づき、真平王と支持勢力は、弥勒信仰を背景とする貴族勢力との関係を念頭に置きながら、『大方等無想経』に登場する「善徳婆羅門」の転輪聖王受記を導入し、女王＝転輪聖王という論理を導き出したことを論じた。また、神文王がそうした過去の経緯に基づき、仏教論理を通じて女王即位の正当性を見出したと結論づけた。

第四章では、前章で検討した善徳即位の仏教イデオロギーと則天皇帝の仏教利用との比較を試みた。則天皇帝は『大方等無想経大雲経』に見える浄光天女即位と弥勒仏下生とを結びつけて、女帝出現の基礎理論を作った。また、即位後、諸州の官寺を大雲寺と名づけ、従来の道教と仏教の地位を逆転させ「仏先道後」とした。さらに、「善徳」なる名と、則天皇帝によって利用された浄光天女とが、同一仏教経典の中に登場することによって、則天皇帝即位のイデオロギーには新羅からの影響を受けたものと推測した。

ところで、中国の統一を果たした隋の文帝は、転輪聖王観念に基づく転輪聖王であると言われてきたが、これが善徳即位時のイデオロギーに影響を与えたとすれば、転輪聖王が世界を正法治国した後、弥勒が下生するので、「善徳」は弥勒仏または未来仏の出現を前提とした転輪聖王であると

いうことになる。一方、則天皇帝即位の理論づけは浄光天女というまぎれもない女性の即位に弥勒仏下生とを結びつけたわけである。要するに、善徳王と則天皇帝との即位イデオロギーを比べると、同一仏教経典に登場する異なる故事に基づきながらも、同じく弥勒下生思想に関連づけたことが推察される。

以上、善徳・真徳女王が即位しえた社会基盤や社会構造、王族を含めた支配層の習俗や、仏教イデオロギーを明らかにすることに努めた。また、善徳王と則天皇帝との即位イデオロギーの類縁性にも言及した。今後は、その類縁性の相互関係を実証的に究明し、東アジアにおける女帝・女王の相互関連性を解明したいと考えている。